★退職・転勤等により特別徴収が継続できなくなる場合

section 1-Ⓔ

給与所得者異動届出書の記載例

1 退職等で残りの税額を普通徴収（本人が納付）にする場合

国外に転出される場合は、普通徴収の納税通知書を本人の代わりに国内で受け取り、納税する納税管理人が必要となります。届出先など詳しくは京都市ホームページで御案内しておりますので参照してください。

リンクはこちら ➡

【記載例：12月まで徴収し、1月以降徴収できなくなる場合】

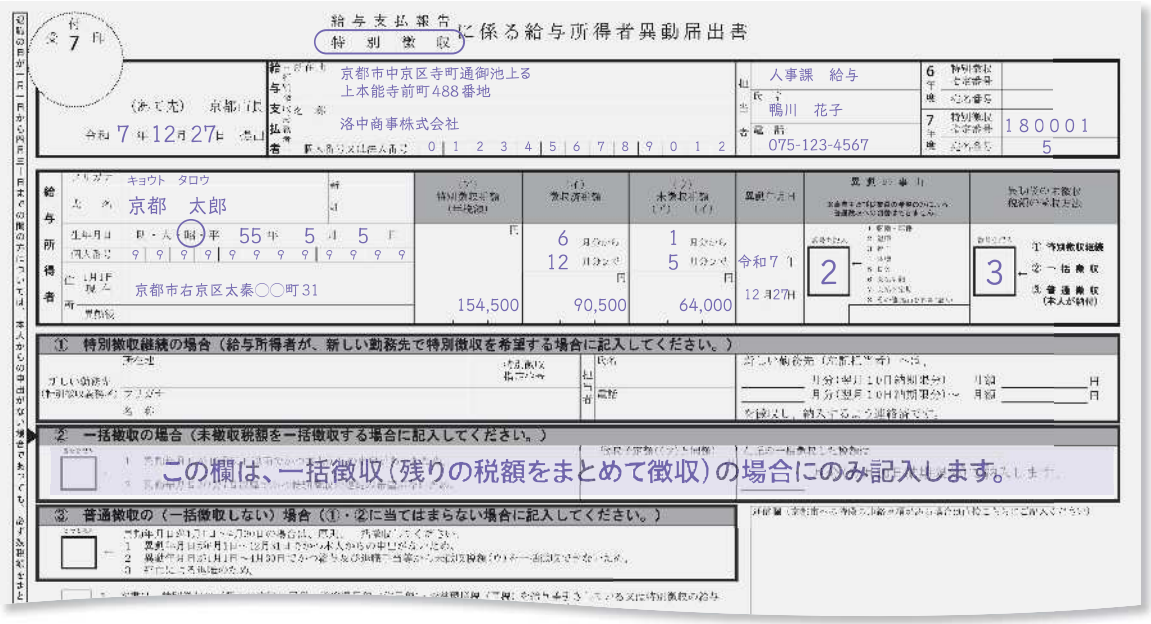

2 転勤の場合

受給者（納税義務者）が、新たな勤務先において引き続き特別徴収の継続を希望する場合は、必ず事前に**新たな勤務先の経理担当者に連絡したうえで**、「給与所得者異動届出書」の**「新しい勤務先（特別徴収義務者）」欄**の所在地、名称、電話番号、月割額及び徴収開始月を記入して提出してください。
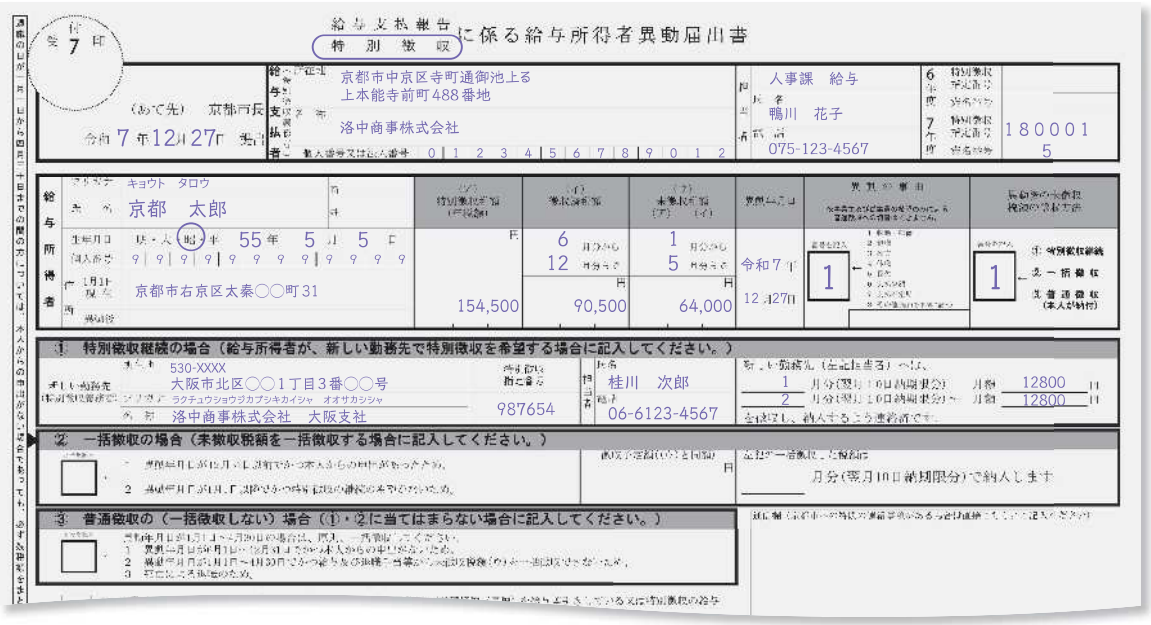
【記載例：12月まで徴収し、1月から新しい勤務先で特別徴収する場合】